

# 会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成29年3月24日（金）午前10時～正午
開 催 場 所	第二庁舎8階801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	○ 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長あいさつ</li> <li>2 小金井警察署管内における交通情勢について</li> <li>3 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</li> <li>(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について</li> <li>(3) 小金井市交通安全計画（案）の審議及び答申について</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> </ol>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）</li> <li>・平成29年春の小金井市交通安全運動市内広報文（案）</li> <li>・自転車と高齢運転者の安全利用に関する東京都チラシ</li> <li>・小金井市交通安全計画（案）</li> <li>・小金井市交通安全計画（案）に対する意見及び検討結果について</li> <li>・小金井市交通安全計画に関する経過及び予定</li> <li>・小金井市交通安全推進協議会委員名簿</li> <li>・小金井市交通安全推進協議会設置条例</li> </ul>

## 平成28年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成29年3月24日（金）午前10時～正午

2 場 所 801会議室（第二庁舎8階）

### 3 内 容

(1) 会長あいさつ

(2) 小金井警察署管内における交通情勢について

(3) 議 題

(1) 平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について

(3) 小金井市交通安全計画（案）の審議及び答申について

(4) その他

### 4 出席者

【委 員】（敬称略）

鹿山 不二夫（代理者）、佐藤宏紀（代理者）、宮田弘志、平川吉治（代理者）、村林竹治、鈴木和雄、土屋和子、星野知子、斉藤 浩、信山重広、横山 博、金澤 昭、山中重孝、正殿真司

【小金井市】

東山博文（都市整備部長）、堀池浩二（都市整備部交通対策課長）、府川真之（都市整備部交通対策課交通対策係長） 沢田 陽（都市整備部交通対策課主事）

【傍聴者】

なし

### 5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【会 長】挨拶

【交通対策係長】

これもちまして会長と交代する。それでは土屋会長、議事の進行をお願いいたします。

**【会 長】**

定めに従いまして議長を務めさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署鹿山交通課長様から説明をお願ひしたい。

**【小金井警察署交通課長】**

小金井警察署管内における交通情勢について

**【会 長】**

ありがとうございました。何かご質問はあるか。

**【山中委員】**

事故件数のうち、人と自転車もしくは自転車同士の接触による交通事故が多いのか。

**【小金井警察署交通課長】**

事故の内容としては自転車と車が多いが、そのほかの事故の形態も含まれているので、何を防止すればというよりは自転車の乗り方自体を指導していくことが重要ではないかと考えている。

無いようなので、議題に入らせていただく。

議題(1) 平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願ひしたい。

**【事務局】**

委員の皆さんにおかれましては、春・秋の全国交通安全運動に先駆けて、年2回のこうした会議へのご出席をお願ひしているところである。その中で、交通安全運動をどのように進めて行くかということで、小金井市の推進要領をご審議いただいている。

平成29年2月16日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成29年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会において、東京都におけ

る推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただくものである。

昨年中の都内の交通事故発生状況は、発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少しておるが、死者は159人（前年同期比－2人）と未だ交通事故により尊い命が失われており、また、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の4割近くを占める高齢者や、2割を越える二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

まず、目的である。「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。

また、以前から同様である「やさしさが 走るこの街 この道路」というスローガンも引き続き掲げられている。

この時期は、入学・進級、また就職や人事異動のシーズンで、多くの方が新しい場所、慣れない環境で生活をスタートさせる時期にあたる。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発しましょうということで、昭和23年以降、今回が138回目の交通安全運動ということになる。期間中の4月10日（月）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関及び団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5番として運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」～事故にあわない、起こさない～である。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、今回からこの「子どもと高齢者の交通事故防止」に追加して「～事故にあわない、起こさない～」という一文が追加され、運動の基本として掲げている。

続いて、第6運動の重点である。

#### 1 歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

（自転車については特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

歩行中・自転車乗車中の交通事故が後を絶たないため、「自転車の安全利用の推進」から「歩行中・自転車乗車中の交通事故防止」に今回変更されました。

- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止

この4の二輪車の交通事故防止については東京都の首都交通対策協議会安全部会で策定している。

そして、5 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）であるが、この箇所は小金井市の独自に取り組む項目として記述した。

第5運動の基本、第6運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとにあげている。

「3 主催機関の推進事項」については、各主催機関の推進事項を記述している。

以上、平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

#### 【会 長】

以上で事務局案の説明が終わるが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたい。

・・・・・・・・質疑応答・・・・・・・・

#### 【会 長】

無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義はないか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

#### 【会 長】

異義がないので、「平成29年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原

案どおり決定する。

## 【会 長】

続いて議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いしたい。

## 【事務局】

運動期間中の広報活動についてご説明させていただく。

次の5つの方法により実施したいと考える。

### 1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から8時45分までの約1時間及び午後3時前後の時間帯。平日の2回を市交通対策課職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行うので、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいております。これは東京都からも高く評価をされているところであるが、今回は緑中学校にご協力をいただく予定である。

### 2 交通安全運動のポスター掲示

例年どおり、市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等、69の事業所に合計100枚程度の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定である。

### 3 自転車安全利用等に関するチラシの配布

本日配布しているチラシの内、高齢運転者の事故が後を絶たないことから、本年の3月12日より改正道路交通法が施行され、高齢運転者の交通安全対策が強化されることを周知するため、チラシを各事業所に配布する。

また、東京都からいただいている、自転車のルール・マナー等が記載された6種類のチラシについては交通安全運動ポスターの掲示依頼と併せて各事業所の特性に合わせて適宜配布する予定である。

#### 4 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせする黄色いのぼり旗を運動期間中、市内の主要箇所、市役所本庁舎前・第二庁舎前、各駅周辺を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知して行きたいと考えている。

#### 5 市報・ホームページ、ココバス車内による広報

市報「こがねい」4月1日号及び市ホームページを活用して、広報する予定である。また、ココバス車内においても交通安全運動及び改正道路交通法の記載したチラシを掲示する予定である。

なお、3月31日（金）午後2時より「春の全国交通安全運動市民の集い」が国分寺市の「いずみホール」にて実施される予定となっている。これは春の交通安全運動のイベントとして小金井警察署さんが中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催しているものである。

また、秋の部においては昨年に引き続き、小金井 宮地楽器ホールにて執り行われる予定である。

続いて「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告させていただきます。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。

小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。なお、今年度は東中学校と緑中学校を対象に実施した。来年度については、第2中学校と東京電機大学中学・高等学校にて実施する予定である。

今後も継続して実施して行きたいと考えている。

交通安全教室は実際に事故の状況を再現し、リアルな交通事故を見学することが可能なため、委員の中で希望される方は事務局までお声掛けいただき

たい。

**【会 長】**

以上で事務局案の説明が終わるが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたい。

・・・・・・・・質疑応答・・・・・・・・

**【会 長】**

続いて議題(3) 交通安全計画（案）の審議及び答申について入らせていただく。

この交通安全計画につきましては前回の協議会より月日が経過しており、その後、事務局より意見照会等確認事項が行われた。

よって、事務局より内容の変更点等を事務局から説明いただきたい。

**【事務局】**

小金井市交通安全計画（案）の審議及び答申について説明

**【会 長】**

以上で事務局から一連の説明が終了した。なお、前回の本協議会やそれ以降、各委員より意見を伺う機会が設けられていたかと思う。本日は、各委員から一定の意見が既に出揃っている前提とし、本計画（案）については概ね意見を盛り込んだ結果であるとの認識の上、本日の質疑は本計画（案）の記載事項の不明点や事務局に対しての申し送り事項等の質疑とさせていただきますと考えている。

本計画（案）はあくまでも施策の大綱であり、主に方向性についての記載であることを再確認することとし、個別具体的な内容につきまして今回は申し送り事項としてご発言いただきたい。なお、これからの質疑後に本協議会より市に対して本計画（案）について答申とさせていただきます。

ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いしたい。

**【宮田委員】**

交通安全教育の推進の中で「スケアードストレイト的教育技法」と記載があるが誰が見ても意味が分かるような記述を追記したほうがいいのではないか。

**【事務局】**

確かに、初めて「スケアードストレイト的教育技法」を見た場合は理解出来ないと考えられるため、説明の記述を追記することとしたい。

**【会 長】**

それでは各委員より一定意見が出たかと思う。それではお計りいたします。事務局より提出がありました小金井市交通安全計画（案）の最終案につきまして本案を原案どおり決定することにご異義はないか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

**【会 長】**

意義なしと認める。よって小金井市交通安全計画（案）について、本協議会においてこれをもって決定とし、事務局に対し答申させていただく。

————— 会長より答申 —————

**【事務局】**

今回の開催についてであるが、この本協議会については例年春と秋の交通安全運動の前に行われており、次回開催は8月を予定しているので委員の皆様のご協力をお願いしたい。

**【会 長】**

ご質問等が無いようであれば平成28年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただく。